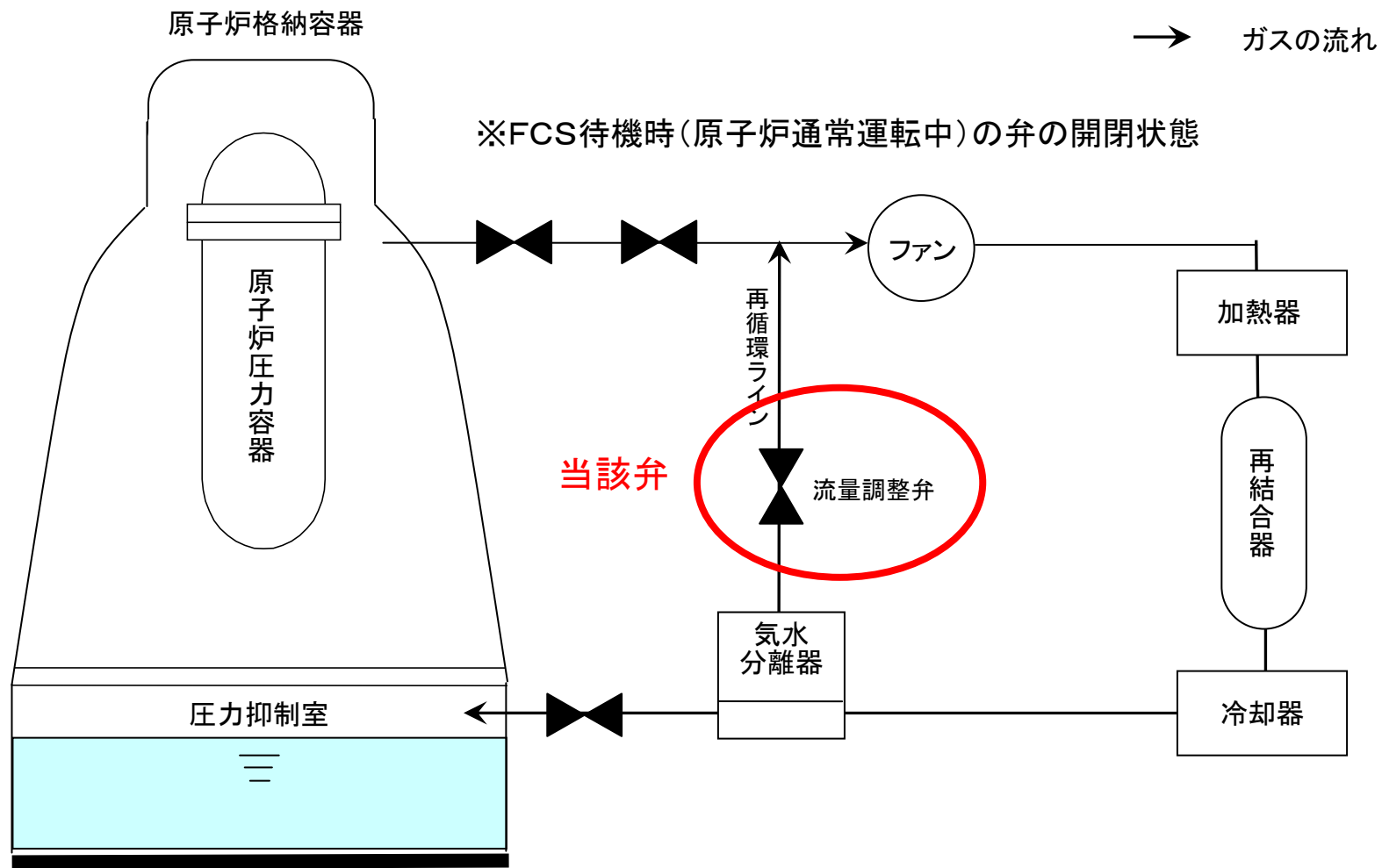


区分：Ⅱ

号機	1号機	
件名	可燃性ガス濃度制御系の再循環流量調整弁動作不良の兆候について	
不適合の概要	<p>定格熱出力一定運転中の当所 1 号機において、平成 23 年 1 月 31 日午後 10 時 46 分から可燃性ガス濃度制御系*1の電動弁開閉試験（毎月行う定例試験）を実施していたところ、可燃性ガス濃度制御系（A）再循環流量調整弁の開動作時に動作不良の兆候（動作時間の遅れや異音など）が確認されました。</p> <p>プラント運転時において同系統の当該弁は通常閉状態であり、現状は閉状態に維持できていることから、可燃性ガス濃度制御系の機能に影響を及ぼすものではありませんが、仮に開状態で動作不能となった場合は機能に支障を及ぼすことになるため、同日午後 11 時 47 分、保安規定に定める「運転上の制限」*2を満足しないと判断いたしました。</p> <p>このため、運転上の制限を満足しない場合に保安規定上で要求される措置に基づき、2 系統のうちのもう 1 系統である可燃性ガス濃度制御系（B）の動作が可能であることを速やかに確認しました。また、保安規定上 30 日以内に当該系統を動作可能な状態に復旧することが求められており、速やかに復旧の対応を行う予定です。</p> <p>なお、本事象による環境への放射性物質の放出はなく、放射能の影響はありません。</p> <p>* 1 可燃性ガス濃度制御系</p> <p>原子炉冷却材喪失事故時に発生する可燃性ガス（水素、酸素）が、原子炉格納容器内にたまり、水素と酸素が反応して燃焼を起こす事故を防ぐため、水素、酸素ガス濃度を制限値以下になるように高温下で水素・酸素を再結合させ水に戻す装置。当該系統は、A、B の 2 系統で構成されている。</p> <p>* 2 運転上の制限</p> <p>保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置にもとづき対応することになる。</p>	
安全上の重要度／損傷の程度	<p><安全上の重要度></p> <p>安全上重要な機器等 / その他設備</p>	<p><損傷の程度></p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	今後、原因調査を行ってまいります。	



2系統のうちの1系統の概略

可燃性ガス濃度制御系(A) 系統概略図